

空き家の近隣にお住まいの方からの御相談		
よくある質問		回答
1	【管理】 隣家に管理不全な状態の空き家があるがどうしたらよいでしょうか。	空き家は、所有者（又は管理者等）の許可なく勝手に措置を行うことはできず、適切に管理する責任は所有者等にあります。 所有者等の連絡先が不明な場合は、市の建築住宅課に御相談ください。 市では、所有者等を調査し、現地を確認して適正管理を促す文書の送付等を行うことにより現地の状況を伝え、改善について助言を行います。
2	【予防】 隣人は、高齢の一人暮らしで、将来空き家になるのではないかと心配している。	所有者の方と直接又は自治会等を通じて、コミュニケーションを行い、突然の入院など、もしもに備え、維持管理が継続されるように緊急連絡先等を事前に聞いておくようにしましょう。
3	【管理】 空き家の所有者が不明のため、調べて連絡をとってみたいが、どうすればよいでしょうか。	法務局で「登記事項証明書」（登記簿）の交付や閲覧をすることで、所有者の住所と名前を確認することが出来ます。（有料） なお、市の建築住宅課に御相談いただければ、現地を確認のうえ、所有者等を調査し、適正管理を促す文書を送付等し、状況を伝え、改善について助言を行います。
4	【管理】 隣の空き家から木の枝が境界線から越境してきて迷惑している。枝を切除してもよいでしょうか。	竹木の枝等が境界線を越える場合については、民事（相隣関係）の問題となり、市で伐採・除草することができず、民法に基づき所有者等に切除するよう依頼することとなります。 令和5年4月1日、民法改正により、催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しない場合や、竹木の所有者やその所在を知ることが出来ない場合は、越境された土地の所有者は切除することができるようになりました。
5	【管理】 空き家に蜂の巣が出来ている。	蜂の巣の駆除は、基本的に空き家の所有者または管理者が行うこととなります。 市からは原則として、現場確認のうえ、対応を促す通知文を所有者等へ送付等することとなります。

6	【管理】 空き家に不法侵入者がいるが、どうすれば良いでしょうか。	不法侵入者が居る間に、急ぎ警察へ通報してください。
7	【管理】 空き家の所有者が亡くなっている場合、管理は誰が行うのでしょうか。	所有者が亡くなった場合、相続人が管理する責任を負います。 市の建築住宅課に御相談いただければ、現地を確認のうえ、所有者等を調査し、適正管理を促す文書を送付等し、状況を伝え、改善について助言を行います。
8	【管理】 隣家の空き家の所有者の連絡先を教えてください。	市は個人情報保護の観点から、不動産の所有者の氏名・連絡先をお伝えすることは出来ません。
9	【管理】 所有者不明の隣の空き家等を買いたい場合はどうしたら良いか。	購入を希望する隣地について、所有者が特定できない又は所在が判明しない場合、相続財産清算人や不在者財産管理人の選任を裁判所に申し立てる手法が考えられますので、弁護士等へ御相談ください。